



# 伊勢市立豊浜中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日策定

[平成30年7月改訂]

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する児童生徒との一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### (2) いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団に無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### (3) いじめ防止に対する基本的な姿勢

- ① いじめは、どの子どもにも起こりうる、またどの子どもでも加害者にも被害者にもなりうる最も身近で深刻な人権侵害であるとの認識をもつ。
- ② いじめは決して許されることがない行為であるとの認識を、教職員・生徒・保護者・地域がもち、いじめのない社会を目指して、それぞれが役割を自覚して主体的かつ相互に協力して活動する。
- ③ 未然防止・早期発見・早期対応に努める。特に、いじめ防止の三要素である「規律・学力・自己肯定感」について、あらゆる教育活動を通して意識的・計画的に指導育成し、誰もが安心して、豊かに生活できるような、いじめの起こらない学校風土を作る。
- ④ 生徒会活動や部活動等での生徒自身の主体的ないじめ防止活動を推進し、特に人権教育の視点から、「いじめ防止」さらには「いじめ根絶」に向けて真剣に取り組む。
- ⑤ いじめが疑われるまたは気づいた場合、迅速かつ組織的に対応する。

## 2 いじめの未然防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- ① 生徒同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ② 行事、授業、部活動において、生徒の活動や努力を認め、自己有用感・自己肯定感を育むことができるように努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動・ボランティア活動を推進し、生徒たちに命の大切さについて学ぶ機会を設け、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、生徒が携帯電話・スマートフォン等の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑤ 全職員がいじめの態様や特質、教育相談等について校内研修や職員会議において共通理解を図り、組織的に対応する。

### (2) いじめの早期発見の取組

- ① いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② hyper-QUを年2回実施し、学級集団の人間関係等をきめ細かく把握し、生徒理解に基づいた適切な指導を心がける。
- ③ 担任と生徒が、日記等（スクールライフ）でのコメントのやりとりを通して、温かい人間関係づくりを進めるとともに、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめについて相談しやすい環境を整える。
- ④ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒・保護者が相談しやすい環境を整える。
- ⑤ 生徒指導部会を毎週1回、定期的に開催し、情報共有と指導方針の確認に努める。

### (3) いじめの早期解決のための対応

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止推進委員会」を中心に速やかに状況を確認し、組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応し、心のケアと安全確保を行う。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家、警察署や関係機関等と連携を図る。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や地方法務局等とも連携して対応する。
- ⑥ いじめの発生した学級のみならず、全校・学年等において学活や道徳等で、いじめを見過ごさない、生み出さない仲間づくりにさらに重点的に取り組む。

### 3 いじめ問題に取り組むための組織

#### (1) 学校内の組織

いじめの未然防止を実効的に行うため、「いじめ防止推進委員会」を設置する。  
日常的には生徒指導部会を中心に情報収集・共有を行い、事案に応じて即時「委員会」を開催して対応する。

#### (2) 「いじめ防止推進委員会」の構成

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任、特別支援教育コーディネーター等

##### ※「緊急拡大委員会」

上記の校内組織委員会に加えて、PTA会長・学校評議員・青少年健全育成協議会会長等に出席を依頼し、協議・対応する場合がある。

#### (3) 「いじめ防止推進委員会」の活動内容

- ① いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画の作成、実行・検証・改善
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
- ③ いじめに関する相談・通報への対応
- ④ いじめの判断と情報収集
- ⑤ いじめ事案に対する対応検討・決定
- ⑥ いじめ事案の報告
- ⑦ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

### 4 重大事案への対処

いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、伊勢市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### 5 いじめ未然防止・早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4月	・第1回生徒指導部会にて、本年度の生徒指導方針・生徒心得等の内容を検討 ・PTA総会・学校だより・HPにて教育方針を発信	SCによるプチカンセリング(年間を通して)
5月	・教育相談の実施(スクールカウンセラーによる) ・第1回hyper-QU(アンケート)の実施	

6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回学校評議員会（教育方針等の説明）</li> <li>・豊浜中学校区青少年健全育成協議会総会（年間活動承認）</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回hyper-QUの結果分析・課題共有・実践</li> <li>・「人権意識アンケート」の実施</li> <li>・豊浜中学校区青少年健全育成協議会「たて干し」実施</li> </ul>	夏季休業中の指導
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権意識アンケート」の分析（学年）</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権意識アンケート」分析結果の共有（全体）・実践</li> <li>・「いじめに関するアンケート」の実施・分析・課題共有・実践</li> <li>・体育祭の取組を通して、達成感や成就感を感じ取る経験を積みませ、お互いが認め合う集団づくりを進める。</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合唱の取組を通して、達成感や成就感を感じ取る経験を積みませ、お互いが認め合う集団づくりを進める。</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回hyper-QU（アンケート）の実施</li> <li>・情報モラル教育（ネットによるいじめの防止）</li> <li>・豊浜中学校区青少年健全育成協議会「体験活動」実施</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育公開授業（第3学年）の実施</li> <li>・第2回hyper-QUの結果分析・課題共有・実践</li> <li>・校内駅伝大会の取組を通して、達成感や成就感を感じ取る経験を積みませ、お互いが認め合う集団づくりを進める。</li> <li>・学校満足度調査（生徒・保護者）の実施</li> </ul>	冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の自己評価（学校満足度調査を受けて）</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校満足度調査、教職員自己評価結果等の公表</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回学校評議員会（学校関係者評価・年間教育活動の報告）</li> <li>・豊浜中学校閉校、桜浜中学校へ</li> </ul>	

**（※ 毎週月曜日に生徒指導部会を開催）**

## 6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

【活動図】

A いじめに関する情報・気になること

いじめ防止推進委員会

校長

教頭

連絡：担任、部活動顧問等

生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任、特別支援教育コーディネーター

- ◇いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画の作成、実行・検証・改善
- ◇教職員への共通理解と意識啓発
- ◇いじめに関する相談・通報への対応
- ◇いじめの判断と情報収集
- ◇いじめ事案に対する対応検討・決定
- ◇いじめ事案の報告
- ◇生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

報告・連絡・相談

B 認知

連携

具体的な対応

学級・学年

聞き取り、被害生徒・加害生徒の心のケア  
集団への指導（集会・学活・道徳等）  
保護者への連絡

教科指導

授業の中での見守り、支援  
※場合によっては聞き取り、集団への指導

部活動

部活動の中での見守り、支援  
※場合によっては聞き取り、集団への指導

外部人材

- ・スマイルいせコンサルタント
- ・スマイルいせ臨床心理士
- ・スクールソーシャルワーカー

関係機関

- ・市教育委員会
  - ・PTA
  - ・警察
  - ・児童相談所
  - ・地方法務局
  - ・医療機関
  - ・民生児童委員
  - ・豊浜中学校区青少年健全育成協議会
- 等